



No. 1715

平成29年 (2017年) 12月5日
毎月5日・15日・25日発行

広報 **かつしか**

発行 / 葛飾区 編集 / 広報課
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1
☎ 3695-1111

空き家を減らして住みよいまちへ

お困りの 空き家は ありませんか？

区では平成29年11月22日現在、505棟の空き家に関する情報提供を受け、311棟(約6割)が改善し、36棟を特定空家等に認定しています。その他の空き家についても、順次調査を進め対応しています。

【担当課】 住環境整備課 ☎5654 - 8529

空き家への区の対応

区では現在、区民の方から空き家に関する多くの情報提供をいただいています。

空き家を放置すると、建物の老朽化によって壁などが崩れる、樹木や草木が繁って敷地外にはみ出す、ごみを不法投棄される、不審者が滞在してしまうなど、周囲に悪影響を及ぼす恐れがあります。

このような事態を防ぐため、区ではおおむね1年以上人が居住していない、使用していない状態が続く建物やその敷地に対し「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、対策に取り組んでいます。

■ 空き家の情報が入ったら

空き家の状態を把握するため、区職員が現地を確認します。その後、必要に応じて空き家の所有者・管理者へ管理状況を問い合わせるなど、その空き家の問題に応じた改善を進めます。

調査や確認の結果、次のいずれかの状態にあると認められる空き家は**特定空家等**として、所有者・管理者へ法に基づく助言・指導、勧告、命令などを行います。



特定空家等

- ▶ 倒壊などで周囲に危険が及ぶ恐れのある状態
- ▶ 著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ▶ 著しく景観を損なっている状態
- ▶ その他周辺の生活環境のために放置することが不適切である状態

空き家1棟ごとに問題が異なるため、葛飾区空家等対策協議会とともに公平・公正に対応を検討します。

特定空家等と認められた場合

① 立入調査

特定空家等に該当する可能性のある空き家について、敷地外からでは状態が分からない場合、敷地内への立入調査を行うことがあります。

② 助言・指導など

法に基づいて所有者・管理者に空き家の除却、修繕、樹木の伐採などの助言または指導を行います。

状態が改善されないときは勧告や命令などを行います。

③ 行政代執行

命令を受けても状態が改善されないと認められる場合、区が代わりに措置を行い、その費用を徴収します。

空き家への対策を進めるために

▶ 葛飾区空家等対策協議会

空家等対策計画の策定や、特定空家等への措置について公正・公平な対応の検討などを行うため、地域団体や学識経験者などで構成された協議会を設置しています。

▶ 空家等対策計画の策定

総合的かつ計画的に空き家対策を実施するための基本計画を平成30年3月に公表予定です。

今後は計画に基づき、これまで行っていた特定空家等への対応に加え、空き家専門相談窓口の設置や利用可能な空き家の活用など、専門団体との連携を図りながら取り組んでいきます。

所有者・管理者の方へ

空き家の管理は所有者・管理者の責務です。

早めに修繕・管理することは修繕費の軽減にもつながります。ご自身での管理が難しい場合は、不動産会社への相談や、企業・NPO法人などが行う空き家管理サービスの活用をご検討ください。

近隣住民の方へ

空き家は個人の財産であるため、修繕や敷地内の樹木の伐採などは、空き家の所有者・管理者しか行うことができません。

区では問題の改善に向け、現地調査や、所有者との交渉などを進めていますが、多大な時間を必要とする場合があります。

近隣にお困りの空き家がありましたら、お早めにご相談ください。

住環境整備課 ☎5654 - 8529

空き家問題は、どなたにも起こりうる身近なものです

空き家発生の最も多い要因は**相続**です。

空き家にするリスクを減らすには、関係者間で家の管理や活用について、事前に相談しておくことが大切です。相続のことでお困りの場合は、区民相談室にお問い合わせください。

区民相談室 ☎5654 - 8612～5



はなしょうぶコール ☎6758-2222
午前8時～午後8時 年中無休



区ホームページ
<http://www.city.katsushika.lg.jp>



区公式ツイッター
@katsushika_city



区公式フェイスブックページ